

生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付のご案内

○本資金は貸付金であり、償還が必要となりますが、今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯については償還免除の特例が設けられています。

貸付内容

- 貸付対象 新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯。
- 貸付限度額 一世帯につき 20 万円以内（ただし以下の①から⑥までのいずれかに該当する場合に限る。該当しない場合の貸付限度額は 10 万円以内。）
 - ① 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいる場合
 - ② 世帯員に要介護者がいる場合
 - ③ 4人以上の世帯である場合
 - ④ 世帯員に以下に該当する子の世話をを行うことが必要となった労働者がいる場合
 - 新型コロナウイルス感染症の拡大防止策として臨時休業した小学校等に通う子
 - 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子
 - ⑤ 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足する場合
 - ⑥上記以外で休業等による収入の減少等で生活費用の貸付が必要な場合
- 据置期間 貸付の日から 1 年以内
- 償還期間 据置期間終了後 2 年以内
- 貸付利子 無利子 * 償還期限後は延滞利子が生じます

申込みに必要なもの

- 本人確認書類（住民票、健康保険証、運転免許証等）
- 印鑑 ○ 申込者の預金通帳又はキャッシュカード
- 新型コロナウイルス感染症の影響で減収したことが確認できる書類（給与明細、通帳等）

貸付金の交付方法

- 借入申込者が指定する金融機関に送金します。

受付窓口・受付時間

一関市社会福祉協議会
〒021-0877 一関市城内 1 番 36 号
TEL : 0191-23-6020 午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分（土日除く）

<実施主体> 社会福祉法人岩手県社会福祉協議会

<問合せ先> 〒020-0831盛岡市三本柳 8 - 1 - 3 ふれあいランド岩手内

TEL019-637-4496 FAX 019-637-9722

